

## 第1章 総則

3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督員の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

### 1 - 1 - 10 工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、速やかに工事に着手しなければならない。

### 1 - 1 - 11 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならぬ。

1. 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
2. 下請負者が京都市の競争入札有資格者である場合には、入札参加停止期間中でないこと。
3. 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

### 1 - 1 - 12 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
3. 第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」（最終改正：平成26年12月25日付け国土建第198～202号）及び国土交通省のホームページに記載されている作成例を参考にすること。
4. 第1項の受注者は、工事担当技術者台帳（所定様式）を追加して施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。また、顔写真是、顔が判別できる鮮明な写真を用いるものとする。

5. 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督員に提出しなければならない。

- (1) 下請契約書（2次以下の下請契約書も含む）
- (2) 監理技術者資格を有することを証する書面
- (3) 当該監理技術者が、作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面
- (4) 主任技術者資格を有することを証する書面
- (5) 当該主任技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面

6. 第1項の受注者は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」（平成13年3月30日付け国コ企第3号）に基づき、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

(名札の例)

監理（主任）技術者	
氏名 ○○ ○○	
工事名 ○○○○ 工事	
写真	工 期 自 年 月 日
	至 年 月 日
会 社 ○○建設株	
	印

7. 第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図、工事担当技術者台帳（所定様式）及び第5項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督員に提出しなければならない。

### 1 - 1 - 13 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 1 - 1 - 14 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。